

<p>二十 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、機能有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料</p>	<p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請する自動販売機</p>	<p>七千二百円許可申請のとき。</p>	<p>五千円更新申請のとき。</p>	<p>一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。以下「卸売市場」という。）内の営業を除く。）</p>
<p>二十 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>喫茶店営業許可申請手数料</p>	<p>九千六百円許可申請のとき。</p>	<p>四千八百円更新申請のとき。</p>	<p>一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。以下「卸売市場」という。）内の営業を除く。）</p>

場内の営業を除く。）	により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	九千六百円	許可申請のとき。
二十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）	食肉販売業許可申請手数料 食肉販売業許可更新申請手数料	四千八百円	更新申請のとき。
二十一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）	菓子製造業許可申請手数料 1 菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。） 2 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業	一万四千元 七千元	許可申請のとき。 更新申請のとき。
2 移動菓子製造業	二千三百円		

<p>二十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>魚介類販売業許可申請手数料</p>	<p>九千六百円許可申請のとき。</p>	<p>魚介類販売業許可申請のとき。</p>
<p>二十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類競り売り営業許可申請手数料</p>	<p>魚介類競り売り営業許可申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。</p>	<p>魚介類競り売り営業許可申請のとき。</p>
<p>二十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>集乳業許可申請手数料</p>	<p>九千六百円許可申請のとき。</p>	<p>集乳業許可申請のとき。</p>
<p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の</p>	<p>集乳業許可更新申請手数料</p>	<p>四千八百円更新申請のとき。</p>	<p>集乳業許可更新申請のとき。</p>

<p>二十二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>あん類製造業許可申請手数料</p>	<p>一万四千円許可申請のとき。</p>	<p>あん類製造業許可更新申請のとき。</p>
<p>二十三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業許可申請手数料</p>	<p>アイスクリーム類製造業許可申請手数料</p>	<p>一万四千円許可申請のとき。</p>	<p>アイスクリーム類製造業許可更新申請のとき。</p>
<p>二十四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>乳処理業許可申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。</p>	<p>乳処理業許可更新申請のとき。</p>
<p>食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の</p>	<p>乳処理業許可更新申請手数料</p>	<p>一万五千円更新申請のとき。</p>	<p>乳処理業許可更新申請のとき。</p>

<p>営業を除く。）</p>	<p>乳処理業許可申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。</p>	<p>の営業を除く。）</p>
<p>二十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>乳処理業許可更新申請手数料</p>	<p>一万五百円更新申請のとき。</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</p>
<p>二十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。</p>	<p>集乳業許可申請手数料</p>
<p>二十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場</p>	<p>食肉処理業許可申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。</p>	<p>集乳業許可更新申請手数料</p>
<p>の営業を除く。）</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。</p>	<p>の営業を除く。）</p>
<p>二十五 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料</p>	<p>一万五百円更新申請のとき。</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</p>
<p>二十六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>集乳業許可更新申請手数料</p>	<p>九千六百円許可申請のとき。</p>	<p>集乳業許可申請手数料</p>
<p>二十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場</p>	<p>乳類販売業許可申請手数料</p>	<p>九千六百円許可申請のとき。</p>	<p>乳類販売業許可更新申請手数料</p>

<p>内の営業を除く。）</p>	<p>二十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>食品の放射線照射業許可申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。</p>
<p>二十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>菓子製造業許可申請手数料</p>	<p>一万四千円許可申請のとき。</p>	<p>七千円更新申請のとき。</p>
<p>三十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>アイスクリーム類製造業許可申請手数料</p>	<p>一万四千円許可申請のとき。</p>	<p>七千円更新申請のとき。</p>
<p>内の営業を除く。）</p>	<p>二十八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>食肉処理業許可申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。</p>
<p>二十九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>食肉販売業許可申請手数料</p>	<p>九千六百円許可申請のとき。</p>	<p>四千八百円更新申請のとき。</p>
<p>三十 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>魚介類販売業許可申請手数料</p>	<p>九千六百円許可申請のとき。</p>	<p>四千八百円更新申請のとき。</p>

除く。）			
三十一 食品衛生法第五 十五条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく乳製 品製造業の許可の申請 に対する審査（卸売市 場内の営業を除く。）	乳製品製造業許 可申請手数料 乳製品製造業許 可更新申請手数 料	二万千円許可申請の とき。 一万五百円更新申請の とき。	
三十二 食品衛生法第五 十五条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく清涼 飲料水製造業の許可の 申請に対する審査（卸 売市場内の営業を除く。）	清涼飲料水製造 業許可申請手数 料 清涼飲料水製造 業許可更新申請 手数料	二万千円許可申請の とき。 一万五百円更新申請の とき。	
三十三 食品衛生法第五 十五条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく食肉 製品製造業の許可の申 請に対する審査（卸売	食肉製品製造業 許可申請手数料 食肉製品製造業 許可更新申請手 数料	二万千円許可申請の とき。 一万五百円更新申請の とき。	

三十一 食品衛生法第五 十二条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく魚介 類競り売り営業の許可 の申請に対する審査（ 卸売市場内の営業を除 く。）	魚介類競り売り 営業許可申請手 数料 魚介類競り売り 営業許可更新申 請手数料	二万千円許可申請の とき。 一万五百円更新申請の とき。	
三十二 食品衛生法第五 十二条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく魚肉 練り製品製造業の許可 の申請に対する審査（ 卸売市場内の営業を除 く。）	魚肉練り製品製 造業許可申請手 数料 魚肉練り製品製 造業許可更新申 請手数料	一万六千円許可申請の とき。 八千円更新申請の とき。	
三十三 食品衛生法第五 十二条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく食品 の冷凍又は冷蔵業の許 可の申請に対する審査	食品の冷凍又は 冷蔵業許可申請 手数料 食品の冷凍又は 冷蔵業許可更新 申請手数料	二万千円許可申請の とき。 一万五百円更新申請の とき。	

市場内の営業を除く。）	<p>三十四 食品衛生法第五 十五条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく水産 製品製造業の許可の申 請に対する審査（卸売 市場内の営業を除く。）</p>	水産製品製造業 許可申請手数料	一万六千円許可申請の とき。	八千円更新申請の とき。
<p>三十五 食品衛生法第五 十五条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく氷雪 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	氷雪製造業許可 申請手数料	二万千円許可申請の とき。	一万五千円更新申請の とき。	
<p>三十六 食品衛生法第五 十五条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく液卵 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	液卵製造業許可 申請手数料	一万二千三許可申請の とき。	六千四百円更新申請の とき。	

（卸売市場内の営業を 除く。）	<p>三十四 食品衛生法第五 十二条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく清涼 飲料水製造業の許可の 申請に対する審査（卸 売市場内の営業を除く。）</p>	清涼飲料水製造 業許可申請手数料	二万千円許可申請の とき。	一万五千円更新申請の とき。
<p>三十五 食品衛生法第五 十二条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく乳酸 菌飲料製造業の許可の 申請に対する審査（卸 売市場内の営業を除く。）</p>	乳酸菌飲料製造 業許可申請手数料	一万四千円許可申請の とき。	七千円更新申請の とき。	
<p>三十六 食品衛生法第五 十二条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく氷雪 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	氷雪製造業許可 申請手数料	二万千円許可申請の とき。	一万五千円更新申請の とき。	

<p>三十七 食品衛生法第五 十五条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく食用 油脂製造業の許可の申 請に対する審査（卸売 市場内の営業を除く。）</p>	<p>食用油脂製造業 許可申請手数料 食用油脂製造業 許可更新申請手 数料</p>	<p>二万円許可申請の とき。</p>	<p>一万五百円更新申請の とき。</p>
<p>三十八 食品衛生法第五 十五条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づくみそ 又はしょうゆ製造業の 許可の申請に対する審 査（卸売市場内の営業 を除く。）</p>	<p>みそ又はしょう ゆ製造業許可申 請手数料 みそ又はしょう ゆ製造業許可更 新申請手数料</p>	<p>一万六千円許可申請の とき。</p>	<p>八千円更新申請の とき。</p>
<p>三十九 食品衛生法第五 十五条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく酒類 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	<p>酒類製造業許可 申請手数料 酒類製造業許可 更新申請手数料</p>	<p>一万六千円許可申請の とき。</p>	<p>八千円更新申請の とき。</p>
<p>四十 食品衛生法第五十</p>	<p>豆腐製造業許可</p>	<p>一万四千円許可申請の</p>	<p></p>

<p>三十七 食品衛生法第五 十二条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく氷雪 販売業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	<p>氷雪販売業許可 申請手数料 氷雪販売業許可 更新申請手数料</p>	<p>一万四千元許可申請の とき。</p>	<p>七千円更新申請の とき。</p>
<p>三十八 食品衛生法第五 十二条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく食用 油脂製造業の許可の申 請に対する審査（卸売 市場内の営業を除く。）</p>	<p>食用油脂製造業 許可申請手数料 食用油脂製造業 許可更新申請手 数料</p>	<p>二万円許可申請の とき。</p>	<p>一万五百円更新申請の とき。</p>
<p>三十九 食品衛生法第五 十二条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づくみそ 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	<p>みそ製造業許可 申請手数料 みそ製造業許可 更新申請手数料</p>	<p>一万六千円許可申請の とき。</p>	<p>八千円更新申請の とき。</p>
<p>四十 食品衛生法第五十</p>	<p>しょう油製造業</p>	<p>一万六千円許可申請の</p>	<p></p>

<p>五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>申請手数料 豆腐製造業許可 更新申請手数料</p>	<p>七千円 更新申請のとき。</p>	
<p>四十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>納豆製造業許可 申請手数料 納豆製造業許可 更新申請手数料</p>	<p>一万四千元 許可申請のとき。 七千円 更新申請のとき。</p>	
<p>四十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>麺類製造業許可 申請手数料 麺類製造業許可 更新申請手数料</p>	<p>一万四千元 許可申請のとき。 七千円 更新申請のとき。</p>	
<p>四十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく製菓業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>製菓業許可 申請手数料 製菓業許可 更新申請手数料</p>	<p>二万四千元 許可申請のとき。 一万五千元 更新申請のとき。</p>	
<p>二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくしょう油製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>許可申請手数料 しょう油製造業 許可更新申請 手数料</p>	<p>八千円 更新申請のとき。</p>	
<p>四十一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>ソース類製造業 許可申請手数料 ソース類製造業 許可更新申請 手数料</p>	<p>一万六千元 許可申請のとき。 八千円 更新申請のとき。</p>	
<p>四十二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>酒類製造業許可 申請手数料 酒類製造業許可 更新申請手数料</p>	<p>一万六千元 許可申請のとき。 八千円 更新申請のとき。</p>	
<p>四十三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく製菓業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>豆腐製造業許可 申請手数料 豆腐製造業許可 更新申請手数料</p>	<p>一万四千元 許可申請のとき。 七千円 更新申請のとき。</p>	

<p>条の規定に基づくそう ざい製造業の許可の申 請に対する審査（卸売 市場内の営業を除く。）</p>	<p>許可更新申請手 数料</p>		<p>とき。</p>
<p>四十四 食品衛生法第五 十五条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく複合 型そうざい製造業の許 可の申請に対する審査 （卸売市場内の営業を 除く。）</p>	<p>複合型そうざい 製造業許可申請 手数料 複合型そうざい 製造業許可更新 申請手数料</p>	<p>三万五千二許可申請の 百円とき。 二万三千三更新申請の 百円とき。</p>	
<p>四十五 食品衛生法第五 十五条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく冷凍 食品製造業の許可の申 請に対する審査（卸売 市場内の営業を除く。）</p>	<p>冷凍食品製造業 許可申請手数料 冷凍食品製造業 許可更新申請手 数料</p>	<p>一万六千円許可申請の とき。 八千円更新申請の とき。</p>	
<p>四十六 食品衛生法第五 十五条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく複合 型冷凍食品</p>	<p>複合型冷凍食品 製造業許可申請 手数料 複合型冷凍食品</p>	<p>三万五千二許可申請の 百円とき。 二万三千三更新申請の</p>	
<p>条の規定に基づく豆腐 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	<p>更新申請手数料</p>		<p>とき。</p>
<p>四十四 食品衛生法第五 十二条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく納豆 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	<p>納豆製造業許可 申請手数料 納豆製造業許可 更新申請手数料</p>	<p>一万四千元許可申請の とき。 七千円更新申請の とき。</p>	
<p>四十五 食品衛生法第五 十二条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づくめん 類製造業の許可の申請 に対する審査（卸売市 場内の営業を除く。）</p>	<p>めん類製造業許 可申請手数料 めん類製造業許 可更新申請手 数料</p>	<p>一万四千元許可申請の とき。 七千円更新申請の とき。</p>	
<p>四十六 食品衛生法第五 十二条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づくそう ざい製造業</p>	<p>そうざい製造業 許可申請手数料 そうざい製造業 許可更新申請手 数料</p>	<p>二万千元許可申請の とき。 一万五百円更新申請の とき。</p>	

<p>型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>製造業許可更新申請手数料</p>	<p>百円とき。</p>	
<p>四十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>漬物製造業許可申請手数料 漬物製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一万二千三許可申請の百円とき。 六千百円更新申請のとき。</p>	
<p>四十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>密封包装食品製造業許可申請手数料 密封包装食品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一万六千円許可申請のとき。 八千円更新申請のとき。</p>	
<p>四十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条</p>	<p>食品の小分け業許可申請手数料 食品の小分け業</p>	<p>一万四千円許可申請のとき。 七千円更新申請の</p>	
<p>ざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>数料</p>		
<p>四十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料 缶詰又は瓶詰食品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。 一万五百円更新申請のとき。</p>	
<p>四十八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>添加物製造業許可申請手数料 添加物製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。 一万五百円更新申請のとき。</p>	
<p>四十九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条</p>	<p>乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業許可</p>	<p>二万千円許可申請のとき。 一万五百円更新申請の</p>	

<p>条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>許可更新申請手数料</p>		<p>とき。</p>
<p>五十 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>添加物製造業許可申請手数料 添加物製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。 一万五百円更新申請のとき。</p>	<p>とき。</p>
<p>五十一 削除</p>			
<p>五十二 削除</p>			
<p>条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請料に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>可更新申請手数料</p>		<p>とき。</p>
<p>五十 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請料に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>食肉製品製造業許可申請手数料 食肉製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。 一万五百円更新申請のとき。</p>	<p>とき。</p>
<p>五十一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>食品の放射線照射業許可申請手数料 食品の放射線照射業許可更新申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。 一万五百円更新申請のとき。</p>	<p>とき。</p>
<p>五十二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくマー</p>	<p>マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料</p>	<p>二万千円許可申請のとき。</p>	<p>とき。</p>

			五十三、六十六 (略)
			(略)
			(略)
			(略)

六十七 削除							
五十三、六十六 (略)							
六十七 食品製造業等取 締条例(昭和二十八年 東京都条例第百十一号) 第三条の規定に基づく 行商人の届出に基づく 鑑札及び記章の交付(卸 売市場内の営業を除 く。)	行商人の鑑札及 び記章の再交付 手数料	一件ごとに 九百円					届出のとき。
六十七の二 食品製造業 等取締条例第五条第一 項又は第二項の規定に 基づく弁当等人力販売 業の許可の申請に対す る審査(卸売市場内の 営業を除く。)	弁当等人力販売 業許可申請手 数料	円 一件ごとに 五千四百					更新申請の とき。
六十七の三 食品製造業 等取締条例第五条の二 第一項又は第三項の規 定に基づく営業許可の 申請	弁当等人力販売 業許可申請手 数料	円 一件ごとに 四千四百					更新申請の とき。

六十八 削除				
六十九～七十一 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

付則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表十一の八の項の改正規定 公布の日
- 二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。）並びに次項及び付則第三項の規定 令和三年六月一日
- 三 第二条の規定 令和三年八月一日

(経過措置)

六十八 食品製造業等取 締条例第五条の三第一 項又は第二項の規定に 基づく製造業等の許可 の申請に対する審査（ 卸売市場内の営業を除 く。）	食品製造業等許 可申請手数料	業種ごとに 一万二千 三百円	許可申請の とき。
六十九～七十一 (略)	(略)	(略)	(略)

2) 第一条の規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律

(平成三十年法律第四十六号) 第二条の規定による改正前の食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号) 第五十二条第一項の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号) 第二条第二項に規定する卸売市場(花きの卸売のために開設されるものを除く。以下「卸売市場」という。)内の営業を除く。)を行つてゐる者が、当該許可に係る営業を引き続き行うために、同表の第二欄に掲げる営業(卸売市場内の営業を除く。)に係る食品衛生法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の食品衛生法(以下「改正後の食品衛生法」という。) 第五十五条第一項の許可の申請を行う場合における第一条の規定による改正後の港区保健衛生事務手数料条例(以下「改正後の条例」という。) 別表の規定の適用については、次の表の第三欄に掲げる改正後の条例別表の規定中次の表の第四欄に掲げる額は、同表の第五欄に掲げる額とする。

飲食店営業(移)	飲食店営業(移)	飲食店営業(移)	飲食店営業(移)	飲食店営業(移)
飲食店営業	飲食店営業	飲食店営業	飲食店営業	飲食店営業
動飲食店営業	動飲食店営業	動飲食店営業	動飲食店営業	動飲食店営業
臨時飲食店営業	臨時飲食店営業	臨時飲食店営業	臨時飲食店営業	臨時飲食店営業
又は自動販売機によるものを除く。	又は自動販売機によるものを除く。	又は自動販売機によるものを除く。	又は自動販売機によるものを除く。	又は自動販売機によるものを除く。
それ以外の製造業	それ以外の製造業	それ以外の製造業	それ以外の製造業	それ以外の製造業
四十三の項	四十三の項	四十三の項	四十三の項	四十三の項
四十七百円	四十七百円	四十七百円	四十七百円	四十七百円
二千三百円	二千三百円	二千三百円	二千三百円	二千三百円
一万六千円	一万六千円	一万六千円	一万六千円	一万六千円
八千円	八千円	八千円	八千円	八千円

集乳業	乳製品製造業	特別牛乳搾取処 理業	乳処理業	類製造業	アイスクリーム 類製造業	あん類製造業	菓子製造業(移 動菓子製造業又 は臨時菓子製造 業に限る。)	菓子製造業(移 動菓子製造業又 は臨時菓子製造 業に限る。)	食品の小分け業	菓子製造業	除く。)
集乳業	食品の小分け業	乳製品製造業	特別牛乳搾取処 理業	乳処理業	類製造業	アイスクリーム	除く。)	菓子製造業	食品の小分け業	菓子製造業	除く。)
二十四の項	四十九の項	三十一の項	二十六の項	二十五の項	三十の項				十九の項	二十九の項	
九千六百元	一万四千元	二万円	二万円	二万円	一万四千元				四十七百元	一万四千元	
四千八百円	七千円	一万五百円	一万五百円	一万五百円	七千円				二千三百円	七千円	

業	清涼飲料水製造	射業	食品の放射線照	冷蔵業	食品の冷凍又は	造業	魚肉練り製品製	営業	魚介類競り売り		魚介類販売業	食品の小分け業	食肉製品製造業	動販売機による	食肉販売業（自	食肉処理業
業	清涼飲料水製造	射業	食品の放射線照	食品の小分け業	冷凍食品製造業	食品の小分け業	水産製品製造業	営業	魚介類競り売り	除く。）	魚介類販売業	飲食店営業（移	食品の小分け業	食肉製品製造業	食肉販売業（自	食肉処理業
	三十二の項		二十八の項	四十九の項	四十五の項	四十九の項	三十四の項		二十三の項		二十二の項	十九の項	四十九の項		二十一の項	二十七の項
	二万千円		二万千円	一万四千円	一万六千円	一万四千円	一万六千円		二万千円		九千六百元	一万六千円	一万四千円		九千六百元	二万千円
	一万五百円		一万五百円	七千円	八千円	七千円	八千円		一万五百円		四千八百円	八千円	七千円		四千八百円	一万五百円

納豆製造業	納豆製造業	食品の小分け業	豆腐製造業	酒類製造業	酒類製造業	密封包装食品製造業	食品の小分け業	食品の小分け業	しょうゆ製造業	しょうゆ製造業	食品の小分け業	みそ又はしょうゆ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	シヨートニング製造業	マーガリン又はシヨートニング製造業	食用油脂製造業	食用油脂製造業	氷雪製造業	氷雪製造業	清涼飲料水製造業	乳製品製造業	乳酸菌飲料製造業
四十一の項	四十九の項	四十の項	三十九の項	四十八の項	四十九の項	四十九の項	三十八の項	四十九の項	三十八の項	三十八の項	三十八の項	三十八の項	三十八の項	三十八の項	三十七の項	三十七の項	三十七の項	三十五の項	三十二の項	三十一の項	二十五の項	
一万四千円	一万四千円	一万四千円	一万六千円	一万六千円	一万四千円	一万四千円	一万六千円	一万四千円	一万六千円	一万六千円	一万四千円	一万六千円	一万六千円	一万四千円	二万四千円	二万四千円	二万四千円	二万二千円	二万二千円	二万二千円	二万二千円	二万二千円
七千円	七千円	七千円	八千円	八千円	七千円	七千円	八千円	七千円	八千円	七千円	七千円	八千円	七千円	七千円	七千円	七千円	七千円	一万五百円	一万五百円	一万五百円	一万五百円	一万五百円

		食品の小分け業	四十九の項	一万四千元	七千元
		麺類製造業	四十二の項	一万四千元	七千元
		食品の小分け業	四十九の項	一万四千元	七千元
		そうざい製造業	四十三の項	二万千元	一万五百円
		食品の小分け業	四十九の項	一万四千元	七千元
		缶詰又は瓶詰食品製造業	四十八の項	一万六千元	八千元
		品製造業			
添加物製造業	添加物製造業		五十の項	二万千元	一万五百円

3|

第一条の規定の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和二年東京都条例第七十一号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第一百一十号）第七条第一項の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業（卸売市場内の営業を除く。）を行つてゐる者が、当該許可に係る営業を引き続き行うために、同表の第二欄に掲げる営業（卸売市場内の営業を除く。）に係る改正後の食品衛生法第五十五条第一項の許可の申請を行う場合における改正後の条例別表の規定の適用については、次の表の第三欄に掲げる改正後の条例別表の規定中次の表の第四欄に掲げる額は、同表の第五欄に掲げる額とする。

		漬物製造業	四十七の項	一万二千三百円	六千円
		食品の小分け業	四十九の項	一万四千元	七千元
そう菜半製品等	そうざい製造業		四十三の項	二万千元	一万五百円

液卵製造業	液卵製造業	三十六の項	一万二千三百 百円	六千百円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円
	水産製品製造業	三十四の項	一万六千円	八千円
	調味料等製造業	四十八の項	一万六千円	八千円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円

港区保健衛生事務手数料条例新旧対照表（第二条関係）

改正案

改正前

（前略）

別表（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一〇十一の三（略）	（略）	（略）	（略）
十一の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第四項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	（略）	（略）	（略）
十一の五（略）	（略）	（略）	（略）
十一の六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第	（略）	（略）	（略）

（前略）

別表（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一〇十一の三（略）	（略）	（略）	（略）
十一の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第二項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	（略）	（略）	（略）
十一の五（略）	（略）	（略）	（略）
十一の六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第	（略）	（略）	（略）

四項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	十一の七 (略)	十一の八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第十五項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	十二の三 (略)	十二の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第六項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する
	(略)		(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)

三項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	十一の七 (略)	十一の八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第十三項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	十二の三 (略)	十二の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第四項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する
	(略)		(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)

<p>る審査</p>	<p>十三の四 (略)</p>	<p>十三の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二</p>	<p>十三の六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二</p>	<p>十三の六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>る審査</p>	<p>十三の四 (略)</p>	<p>十三の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一</p>	<p>十三の六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一</p>	<p>十三の六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

再交付 理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可証の 再交付			
十四～七十一 (略)	(略)	(略)	(略)

付則

(施行期日)

1 | この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 | 第一条中別表十一の八の項の改正規定 公布の日
- 二 | 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。)並びに次項及び付則第三項の規定 令和三年六月一日
- 三 | 第二条の規定 令和三年八月一日

(経過措置)

2 | 第一条の規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)第二条の規定による改正前の食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第二項に規定する卸売市場(花きの卸売のために開設されるものを除く。以下「卸売市場」という。)内の営業を除く。)を行っている者が、当該許可に係る営業を引き続き行うために、同表の第二欄に掲げる営業(卸売市場内の営業を除く。)

再交付 理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可証の 再交付			
十四～七十一 (略)	(略)	(略)	(略)

に係る食品衛生法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の食品衛生法（以下「改正後の食品衛生法」という。）第五十五条第一項の許可の申請を行う場合における第一条の規定による改正後の港区保健衛生事務手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定の適用については、次の表の第三欄に掲げる改正後の条例別表の規定中次の表の第四欄に掲げる額は、同表の第五欄に掲げる額とする。

飲食店営業（移動飲食店営業、移動飲食店営業又は臨時飲食店営業は臨時飲食店営業によるものを除く。）	そうざい製造業	四十三の項	二万千円	一万五百円
飲食店営業（移動飲食店営業、移動飲食店営業又は臨時飲食店営業は臨時飲食店営業によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業、移動飲食店営業又は臨時飲食店営業は臨時飲食店営業によるものを除く。）	四十九の項	四万七千七百円	二万三千三百円
飲食店営業（自調理の機能を有する自動販売機による自動販売機によるものに限る。）	調理、調理された食品を販売する営業	二十の項	七千二百円	五千円

魚介類販売業	食肉製品製造業	食肉製品製造業	動販売機による ものを除く。）	食肉販売業（自 動販売機による ものを除く。）	食肉処理業	集乳業	乳製品製造業	特別牛乳搾取処 理業	乳処理業	アイスクリーム 類製造業	アイスクリーム 類製造業	食品の小分け業
動飲食店営業又 飲食店営業（移 十九の項	食品の小分け業	食肉製品製造業		食肉販売業	食肉処理業	集乳業	食品の小分け業	特別牛乳搾取処 理業	乳処理業	アイスクリーム 類製造業	アイスクリーム 類製造業	食品の小分け業
	四十九の項	三十三の項		二十一の項	二十七の項	二十四の項	四十九の項	二十六の項	二十五の項	三十の項		四十九の項
一万六千円	一万四千円	二万千円		九千六百元	二万千円	九千六百元	一万四千円	二万千円	二万千円	一万四千円		一万四千円
八千円	七千円	一万五百円		四千八百元	一万五百円	四千八百元	七千円	一万五百円	一万五百円	七千円		七千円

マーガリン又は食用油脂製造業三十七の項	食品の小分け業 四十九の項	食用油脂製造業 三十七の項	冰雪製造業 三十五の項	業	清涼飲料水製造 三十二の項	乳製品製造業 三十一の項	乳処理業 二十五の項	業	清涼飲料水製造 三十二の項	射業	食品の放射線照 射業 二十八の項	食品の小分け業 四十九の項	冷凍食品製造業 四十五の項	食品の小分け業 四十九の項	水産製品製造業 三十四の項	魚介類競り売り 営業 二十三の項	魚介類競り売り 営業 二十三の項	魚介類販売業 二十二の項	は臨時飲食店営 業によるものを 除く。)
二万千円	一万四千円 七千円	二万千円	二万千円		二万千円	二万千円	二万千円		二万千円		二万千円	一万四千円 七千円	一万六千円	一万四千円 七千円	一万六千円	二万千円	九千六百円		
		一万五百円	一万五百円		一万五百円	一万五百円	一万五百円		一万五百円		一万五百円	八千円	八千円	七千円	八千円	一万五百円	四千八百円		

添加物製造業	添加物製造業	五十の項	二万千円	一万五百円
品製造業	造業			
缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業	四十八の項	一万六千円	八千円
そうざい製造業	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円
	そうざい製造業	四十三の項	二万千円	一万五百円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円
めん類製造業	麺類製造業	四十二の項	一万四千円	七千円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円
納豆製造業	納豆製造業	四十一の項	一万四千円	七千円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円
豆腐製造業	豆腐製造業	四十の項	一万四千円	七千円
酒類製造業	酒類製造業	三十九の項	一万六千円	八千円
ソース類製造業	密封包装食品製造業	四十八の項	一万六千円	八千円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円
	ゆ製造業			
しょうゆ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	三十八の項	一万六千円	八千円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円
みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	三十八の項	一万六千円	八千円
製造業	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円
ショートニング製造業	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円

3) 第一条の規定の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和二年東京都条例第七十一号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第一百一十号）第七条第一項の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業（卸売市場内の営業を除く。）を行ってゐる者が、当該許可に係る営業を引き続き行うために、同表の第二欄に掲げる営業（卸売市場内の営業を除く。）に係る改正後の食品衛生法第五十五条第一項の許可の申請を行う場合における改正後の条例別表の規定の適用については、次の表の第三欄に掲げる改正後の条例別表の規定中次の表の第四欄に掲げる額は、同表の第五欄に掲げる額とする。

つけ物製造業	漬物製造業	四十七の項	一万二千三百円	六千円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千元	七千円
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	四十三の項	二万千元	一万五百円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千元	七千円
調味料等製造業	密封包装食品製造業	四十八の項	一万六千元	八千円
	造業			
魚介類加工業	水産製品製造業	三十四の項	一万六千元	八千円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千元	七千円
液卵製造業	液卵製造業	三十六の項	一万二千三百円	六千円

